

備えて安心を得ませんか？



- 突然の入院にいろいろと不安になった
- 終活を考えている
- 葬儀の負担を子どもにかけたくない
- 子どもたちが相続で揉めないか心配
- 認知症になったらどうしよう
- 「立つ鳥跡を濁さず」を実現したい

1 公正証書遺言

生前に死後の自分の財産をどうするか意思表示しておきます

2 財産管理委任契約

預貯金管理や諸手続きを頼みたいときのための契約です

3 任意後見契約

判断能力が低下した時に備えて事前に後見人を決めておく制度です

4 死後事務委任契約

生前に自分の葬儀や死後事務を第三者に依頼しておく契約です

5 尊厳死宣言

自然な死を希望する場合に、想い宣言書にしておきます



社会福祉士事務所

福祉屋 オリーブ

welfare work olive

代表 藤田和博

〒745-0071

周南市岐山通2丁目16番地

☎ 0834-34-1101

FAX 0834-39-6522

✉ kazuhiko0330fujita@gmail.com

2 財産管理委任契約

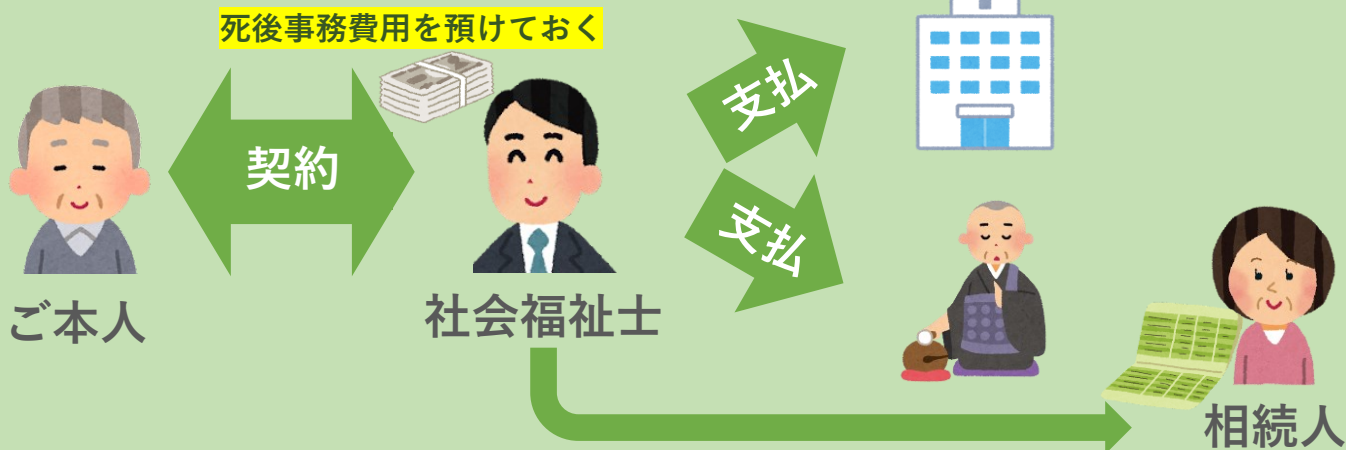


判断能力がある方が預貯金管理や諸手続きをお願いする契約です。

※ 不動産売買は効力を有しない ※ 医療行為の同意ができない

例：施設に入所する際、諸サービス費の支払い、おこずかいの手配をします
入院中に預金引出しを代わりに行います

4 死後事務委任契約



亡くなったあとの事務処理（遺品整理・医療費の支払い・火葬・納骨等）をお願いしておく契約です。

例：ご遺体の火葬、納骨、医療費等を支払い、相続人に引き継ぎます